



大谷場東

教育目標

かしこく なかよく たくましく かがやく子の育成

- ◆発行：さいたま市立大谷場東小学校
- ◆住所：336-0016 さいたま市南区大谷場2丁目13番54号
- ◆電話：048-882-4618：FAX：048-811-1327
- ◆URL：https://oyabahigashi-e.saitama-cty.ed.jp/index.html

安心して生活できる学校

校長 花房 秀史

先日行った運動会には多くの保護者・地域の皆様に御来校いただき、御協力もいただきましたことに感謝申し上げます。短い期間ではありましたが、子どもたちは目をきらきらと輝かせながら、競技や演技の練習に取り組んでいました。運動会本番では練習の成果を十分に発揮して、素晴らしい演技と笑顔を見ることができました。学校全体が一つの目標に向かって取り組んでいく充実感も味わえたようです。今後も子どもたち同士の多様なかかわり合いができる取組を増やしていきたいと思えます。

さて、子どもたちも新しい学年、新しい学級での生活にも慣れてきたころですが、この新しい環境に慣れてきた6月から、毎年いじめの認知件数が増える傾向にあります。そこで、さいたま市では、6月を「いじめ撲滅強化月間」に指定し、集中的にいじめ撲滅のための取組を行っています。近年ではインターネットやSNSの普及により「パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」といった、発見が難しいいじめも発生するようになりました。また、いじめの定義も変わってきているので確認したいと思います。

【いじめの定義】＜いじめ防止対策推進法 第2条 第1項＞（平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

以前は「一方的」「継続的」「深刻な」という表現で定義されていましたが、現在では影響を受けた側が心身の苦痛を感じれば「いじめ」に該当することになります。感じ方もそれぞれ違うため、意図しなくても相手を苦しめている場合もあります。したがって、「いじめ」と認定される事案も多くなっています。さいたま市でも、令和4年度の1年間で小・中・高校合わせて1720件の認知件数が報告されています。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりやいじめ撲滅キャンペーン、校長講話、道徳や「いのちの支え合い」を学ぶ授業、アンケート等を行うことで、いじめの防止及び早期発見・早期解決に努めます。学校は、いじめを認知した場合、いじめられている児童を最後まで守り抜きます。学校ホームページにも「さいたま市立大谷場東小学校いじめ防止基本方針」を公表しているので御確認ください。子どもたちみんなが明るい笑顔で安心して生活できるよう、すべての教職員、児童及び保護者が、いじめは絶対に許さない、見過ごさないという強い意志をもち、示すことが大切です。6月だけでなく年間を通して、心配なことや不安なことがあればすぐに学校に御相談ください。



「いじめ撲滅」啓発用ポスター